

# 山形市国民保護計画

## 資料編

## 山形市国民保護計画資料編 目次

1	山形市国民保護協議会条例	1
2	山形市国民保護協議会運営規程	3
3	山形市国民保護協議会委員等名簿	5
4	山形市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	7
5	山形市国民保護対策本部運営規程	9
6	山形市緊急対処事態対策本部運営規定	13
7	山形市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	15
8	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	25
9	火災・災害等即報要領	37
10	安否情報関係様式	51
11	警報の伝達先一覧	57
12	警報の通知先一覧	59
13	避難施設一覧	61

## 1 山形市国民保護協議会条例（平成18年3月22日条例第1号）

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、山形市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の定数）

第2条 協議会の委員の定数は、60人以内とする。

（専門委員の任期）

第3条 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査を終了するときまでとする。

（会長の職務代理）

第4条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第6条 協議会の所掌事務を処理するため、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 2 山形市国民保護協議会運営規程（平成18年5月19日国民保護協議会規程第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、山形市国民保護協議会条例（平成18年市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、山形市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の会議の公開）

第2条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、必要があるときは、会長が協議会に諮って公開しないことができる。

（幹事の任期）

第3条 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 幹事が欠けた場合における補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

（幹事会）

第4条 会長は、必要に応じ、幹事の会議（以下「幹事会」という。）を招集することができる。

2 幹事会の議長は、幹事のうちから会長があらかじめ指名した者をもって充てる。

3 幹事会の議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、幹事のうちから議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

4 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ、開くことができない。

5 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事会の議長の決するところによる。

（会長の専決）

第5条 協議会の会議を招集する暇がないと認められる場合においては、会長は、協議会が処理すべき事項（軽微であると認められるものに限る。）について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、その旨を次の協議会の会議において報告し、協議会の承認を求めなければならない。

（議事録）

第6条 協議会の会議及び幹事会の議事録には、議事の概要を記載するものとする。

2 議事録は、それぞれの会議の議長の確認により確定するものとする。

3 議事録は、閲覧に供する方法により公表するものとする。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年5月19日から施行する。



### 3 山形市国民保護協議会委員等名簿

会長 山形市長

会長第一職務代理者 山形市助役

会長第二職務代理者 山形市総務部長

	選出区分	機 関 名	委員等役職名
1	1号委員	東北財務局山形財務事務所	所長
2	"	山形労働基準監督署	署長
3	"	東北農政局山形農政事務所	農政推進課長
4	"	山形森林管理署	署長
5	"	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所	所長
6	"	東北運輸局山形運輸支局	支局長
7	"	山形地方気象台	防災業務課長
8	2号委員	陸上自衛隊第20普通科連隊	連隊長
9	3号委員	山形県	村山総合支庁総務企画部長
10	"	"	村山総合支庁医療監(兼)村山保健所長
11	"	"	村山総合支庁建設部長
12	"	"	山形警察署長
13	4号委員	山形市	助役
14	5号委員	"	教育長
15	"	"	消防長
16	6号委員	"	収入役
17	"	"	水道事業管理者
18	"	"	済生館長
19	"	"	総務部長
20	"	"	財政部長
21	"	"	企画調整部長
22	"	"	市民生活部長
23	"	"	環境部長
24	"	"	健康福祉部長
25	"	"	商工観光部長
26	"	"	農林部長
27	"	"	建設部長
28	"	"	都市開発部長
29	"	"	下水道部長
30	7号委員	日本銀行山形事務所	所長
31	"	日本赤十字社山形県支部	事業推進課長
32	"	山形中央郵便局	局長
33	"	東日本高速道路株式会社東北支社山形管理事務所	副所長

	選出区分	機 関 名	委員等役職名
34	7号委員	東日本電信電話株式会社山形支店	設備部長
35	"	東北電力株式会社山形営業所	総務課長
36	"	株式会社NTTドコモ東北山形支店	支店長
37	"	山形ガス株式会社	代表取締役社長
38	"	社団法人山形県エルピーガス協会山形支部	支部長
39	"	山交バス株式会社	取締役総務部長
40	"	社団法人山形県トラック協会	専務理事
41	"	山形放送株式会社	取締役編成局長
42	"	株式会社山形テレビ	報道制作局次長
43	"	株式会社テレビユー山形	報道制作局長
44	"	株式会社さくらんぼテレビジョン	代表取締役社長
45	"	株式会社エフエム山形	取締役総括
46	8号委員	山形市消防団	団長
47	"	社団法人山形市医師会	事務局長
48	"	山形コミュニティ放送株式会社	代表取締役社長
49	"	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	常務理事
50	"	山形商工会議所	専務理事
51	"	山形農業協同組合	代表理事専務
52	"	山形市自主防災組織連絡協議会	会長
53	"	山形市女性防火連絡協議会	会員
54	"	山形市広報委員長連絡協議会	会長
55	"	弁護士	



#### 4 山形市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(平成18年3月22日条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、山形市国民保護対策本部及び山形市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 山形市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、山形市国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)の事務を総理する。

2 山形市国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 山形市国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 本部長、副本部長及び本部員のほか、対策本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 対策本部の会議は、本部長が招集し、本部長は、会議の議長となる。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第5条 前3条の規定は、山形市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 5 山形市国民保護対策本部運営規程

(平成19年2月20日山形市国民保護対策本部規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山形市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成18年市条例第2号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、山形市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 山形市国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、山形市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 山形市国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第28条第4項第1号及び第2号に掲げる者のほか、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 消防長

(2) 消防団長

(3) 市長部局に属する各部長

(4) 済生館事務局長

(5) 水道部長

(6) 議会事務局長

(7) 教育部長

(本部室の設置)

第3条 国民保護対策本部に、本部員会議及び本部事務局をもって組織する本部室を置く。

(本部員会議の組織及び所掌事務)

第4条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、この市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項について協議する。

(本部事務局の組織及び所掌事務)

第5条 本部事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって組織し、本部員会議の事務を処理する。

- 2 事務局長は，総務部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は，総務部防災安全課長をもって充てる。
- 4 事務局員は，総務部防災安全課及び関係部課等の職員をもって充てるものとし，次項に規定する各班に所属するものとする。
- 5 本部事務局の所掌事務を分掌させるため，別表第1に定める班を置き，その編成及び分掌事務は，別に定める。

（事務局長等の職務）

第6条 事務局長，事務局次長及び事務局員の職務は，次のとおりとする。

- （1）事務局長は，本部事務局の所掌事務を総理し，部下を指揮監督する。
- （2）事務局次長は，事務局長を補佐し，事務局長に事故があるとき，又は事務局長が欠けたときは，その職務を代理する。
- （3）事務局員は，上司の命を受け，本部事務局の所掌事務に従事する。

（部の設置等）

第7条 応急対策等を実施するため，国民保護対策本部に別表第2に定める部を置き，その編成及び分掌事務は，別に定める。

（現地対策本部の設置及び組織等）

第8条 この市の被災現場における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国，県等の対策本部との連絡及び調整のため現地における対策が必要であるときは，現地対策本部を設置する。

- 2 前項の規定により現地対策本部を設置したときは，現地対策本部に現地対策本部長，現地対策本部員及びその他の職員を置き，それぞれ副本部長，本部員及び条例第2条第4項に定める職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

（現地対策本部長等の職務）

第9条 現地対策本部長，現地対策本部員及びその他の職員の職務は，次のとおりとする。

- （1）現地対策本部長は，現地対策本部の事務を総理し，部下を指揮監督する。
- （2）現地対策本部員及びその他の職員は，現地対策本部長の命を受け，現地対策本部の事務に従事する。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか，国民保護対策本部の運営に関し必要な事項は，別

に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

本部事務局に置く各班の名称	
総合調整班	生活救援班
総務班	ライフライン班
広報・情報班	建築物等班
保健医療班	消防班
避難・輸送班	

別表第2（第7条関係）

国民保護対策本部に置く部の名称	
総務部	建設部
財政部	都市開発部
企画調整部	下水道部
市民生活部	医療部
環境部	消防部
健康福祉部	給水部
商工観光部	議会部
農林部	教育部



## 6 山形市緊急処理事態対策本部運営規程

(平成19年2月20日山形市緊急処理事態対策本部運営規程第1号)

山形市緊急処理事態対策本部の組織及び運営については、山形市国民保護対策本部運営規程(平成19年国民保護対策本部規程第1号)の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。





## 7 山形市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（平成19年2月20日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日付け閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、山形市の武力攻撃事態等における特殊標章等（特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続その他必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章をいい、その区分は、別表のとおりとする。

2 この要綱において「身分証明書」とは、国民保護法第158条第1項に規定する身分証明書をいい、その様式は、別記様式第1号のとおりとする。

（交付対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

（1）この市の職員（消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する消防職員を除く。）

であって国民保護措置に係る職務を行うもの

（2）消防組織法に規定するこの市の消防団長及び消防団員

（3）市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

（4）国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

（交付の手続等）

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、次条から第12条まで（第7条及び第11条を除く。）に規定するところにより特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則としてそれらの者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式第2号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、次条から第12条まで（第7条及び第11条を除く。）に規定するところにより特殊標章等を作成して交付する。

3 市長は、前2項の規定により特殊標章等を交付した場合においては、当該交付をした者を特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式第3号)に登録しなければならない。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、平時において、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち、国民保護措置に係る職務の内容等を勘案して必要と認めるものに対し、別表に定める腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、武力攻撃事態等において、第3条第1号及び第2号に掲げる者(前項に規定する者を除く。)並びに同条第3号及び第4号に掲げる者に対し、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定により腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに別表に定める旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合には、第3条各号に掲げる者であって腕章等の交付を受けていないものに対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により腕章等を貸与する場合において必要と認めるときは、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、第3条第3号及び第4号に掲げる者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、第4条第2項の規定にかかわらず、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対し、当該特殊標章の返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 第5条、第6条又は前条の規定により特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損したときは、特殊標章再交付申請

書（別記様式第4号）により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により特殊標章の再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）においては、当該汚損し、又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

（身分証明書の交付）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

- 2 市長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 前条の規定により身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 第10条の規定により身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損したときは、身分証明書再交付申請書（別記様式第5号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合においても同様とする。

- 2 前項の規定により身分証明書の再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）においては、当該汚損し、又は破損した身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付した年度限りとし、当該交付の対象となる身分が存続する間は1か年度ごとに更新するものとする。ただし、有効期間の中途において当該交付の対象となる身分を失ったときは、当該失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とし、当該期間を延長する必要があるときは、更新するものとする。

- 3 身分証明書の更新の手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 市長は、この要綱の規定により提出のあった各申請書及び特殊標章等に番号を付するものとし、当該申請書及び未交付の特殊標章を厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を市長に返納しなければならない。

(濫用の禁止等)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等は、専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付を行う際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、並びにその使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)

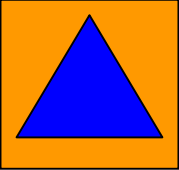
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに定めるところによる。

2 この要綱の規定による特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、防災安全課において行うものとする。

附 則


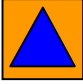
この要綱は、平成19年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		① オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：山形市 1）
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張，掲揚又は表示，船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別記様式第1号（第2条関係）

表面

	山形市長 <b>身分証明書</b> IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name ..... 生年月日/Date of birth ..... この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of the Victims of International Armed Conflicts (Protocol 1) in his capacity as ..... 交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card ..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority ..... 有効期間の満了日/Date of expiry .....		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood type ..... .....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル，縦105ミリメートル））

様式第2号（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

（あて先）山形市長

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を次のとおり申請します。

氏名：（漢 字） ..... （ローマ字）.....	生年月日（西暦）  年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒..... ..... 電話番号：..... E-mail : .....	写 真 縦4×横3 cm <small>（身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ）</small>
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長：.....cm 眼の色：..... 頭髪の色：..... 血液型：.....（Rh 因子.....）	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載） ..... .....
---

（許可権者使用欄） 資 格：..... 証明書番号：..... 交付等の年月日..... 有効期間の満了日：..... 返納日：.....
---



様式第4号(第9条関係)

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
(あて先) 山形市長	
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印 _____	
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失(破損等)年月日	
3 紛失の状況(破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 印の欄は、記入しないこと。



様式第 5 号 ( 第 1 2 条関係 )

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
( あて先 ) 山形市長	
申 請 者	
住 所 _____ ( 電話 _____ )	
氏 名 _____ 印 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
- 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
- 5 印の欄は、記入しないこと。



## 8 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成 17 年 8 月 2 日  
赤十字標章等，特殊標章等に係る事務の  
運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

### 1 目的

このガイドラインは，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 157 条及び第 158 条に規定する事務を円滑に実施するため，武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第 157 条第 1 項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第 2 項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準，手続等を定めることを目的とする。

### 2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

#### (1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては，指定都市の長。2(1)(ウ)を除く。）において同じ。）をいう。以下 2 において同じ。）は，次に定める区分に従い，赤十字標章等の交付等を行うものとする。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 18 条の医療関係者をいう。以下 2 において同じ。）
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア) から (ウ) までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索，収容，輸送等）を行う者

都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第 85 条第 1 項の医療の実施の要請，同条第 2 項の医療の実施の指示等を受けて，当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第 80 条第 1 項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて，当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

(エ) (ア)から(ウ)まで及び (ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては,指定都市。(2)(ア)において同じ。)において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(イ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務(検索,収容,輸送等)を行う者

(2) 交付等の手続,方法等

・赤十字標章等の交付等は,次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両,船舶,航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるための赤十字標章等については,許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務(検索,収容,輸送等)を行う者(以下(イ)において「受託者」という。)及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については,原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は,別紙の様式1のとおりとする。)を行い,使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については,当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は,別紙の様式1のとおりとする。)を行い,使用の許可を受けるものとする。

・許可権者は,人命の救助等のために特に緊急を要し,対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは,当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。

・許可権者は,武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか,対象者の種別,対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし,赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ,武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては,平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。

・許可権者は,申請書の保管,赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳(当該台帳の様式の例は,別紙の様式2のとおりとする。)の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。

・赤十字標章等の交付等を受けた者は,赤十字標章等を紛失し,又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には,赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。その場合において,汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

赤十字等の標章

・我が国関係者については,すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお,白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については,外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。

- ・白地に赤十字，赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は，状況に応じて適当な大きさとする。なお，赤十字，赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は，金赤（C M Y K 値：C-0，M-100，Y-100，K-0，R G B 値：#FF0000）を目安とする。ただし，他の赤色を用いることを妨げるものではない。

【図1】



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は，できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう，可能な限り，平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は，夜間又は可視度が減少したときは，点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は，特に赤外線機器による識別を容易にするため，黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は，できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

#### 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は，発光信号，無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については，1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

#### 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は，第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ，次の要件を満たす同一の形式のものとし，その様式は別紙の様式3のとおりとする。
  - （ア）赤十字等の標章を付し，かつ，ポケットに入る大きさのものであること。
  - （イ）できる限り耐久性のあるものであること。
  - （ウ）日本語及び英語で書かれていること。
  - （エ）氏名及び生年月日が記載されていること。
  - （オ）所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお，所持者の資格については，省の職員，救援を行う（医療機関）の職員又は医療関係者，指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
- (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。  
（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
- (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
- (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ABO式及びRh式）が記載されていること。
- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
  - ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。
- (4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項
- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
- (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
- (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・ 許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
  - ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成す

るものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。(7)において「赤十字標章法」という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

### 3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

#### (1) 交付等の対象者

・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- 都道府県知事が交付等を行う対象者
- (ア) 当該都道府県の職員（(ア)及び(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

警視總監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該警視總監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該警視總監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

市町村長が交付等を行う対象者

(ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み，(ア)及び(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長が交付等を行う対象者

(ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

水防管理者が交付等を行う対象者

(ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (2) 交付等の手続，方法等

・特殊標章等の交付等は，次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については，許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については，原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は，別紙の様式1のとおりとする。）を行い，許可権者が作成して交付するものとする。

(ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については，指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は，別紙の様式1のとおりとする。）を行い，使用の許可を受けるものとする。

・許可権者は，人命の救助等のために特に緊急を要し，対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは，当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。



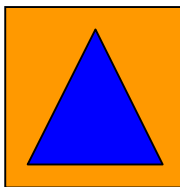
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

### （3）特殊標章等の様式等

#### 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
  - （ア）青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
  - （イ）三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - （ウ）三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（C M Y K 値：C-0,M-36,Y-100,K-0、R G B 値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（C M Y K 値：C-100,M-100,Y-0,K-0、R G B 値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[ 図 2 ]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

#### 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同

一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。

- (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
- (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
- (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
- (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、省の職員、県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
- (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。  
（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
- (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
- (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。

#### （４）特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
- (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
- (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

#### （５）訓練及び啓発

- ・ 許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

#### （６）体制の整備等

- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護

法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[ 様式 1 ]

( 別紙 )

赤十字 交 付  
標章等に係る 申請書  
特 殊 使用許可

平成 年 月 日

( 許 可 権 者 ) 様

私は、国民保護法第 157 条又は第 158 条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の  
交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名 : ( 漢 字 ) ..... ( ローマ字 ) ..... .....	生年月日 ( 西曆 )  ..... 年 .. 月 .. 日
申請者の連絡先 住 所 : 〒 ..... ..... 電話番号 : ..... E-mail : .....	写 真 縦 4 × 横 3 cm <small>( 身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ )</small>
識別のための情報 ( 身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載 ) 身 長 : ..... cm                      眼の色 : ..... 頭髪の色 : .....                      血液型 : ..... ( Rh 因子 ..... )	

標章を使用する衣服, 場所, 車両, 船舶, 航空機等の概要及び使用する標章の数等 ( 標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載 )  ..... ..... .....
--

( 許可権者使用欄 ) 資 格 : ..... 証明書番号 : ..... 交付等の年月日 ..... 有効期間の満了日 : ..... 返納日 : .....
--

赤十字標章等／特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

[様式2]

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例) 1	国民 保護	Hogo Kokumin	1975/6/18	山形市の職員	2005/6/18	2007/6/18	173	茶	黒	O(Rh+)		帽子、衣服用×1	2007/6/18	所属:国民保護課
2														
3														

[ 様式 3 ]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
<p><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p>常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の</p> <p>PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p>		
氏名 / Name ..... 生年月日 / Date of birth ..... この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of the Victims of International Armed Conflicts (Protocol) in his capacity as ..... ..... 交付等の年月日 / Date of issue ..... 証明書番号 / No. of card ..... 許可権者の署名 / Signature of issuing authority ..... ..... 有効期間の満了日 / Date of expiry .....		


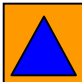
裏面

身長 / Height .....	眼の色 / Eyes .....	頭髪の色 / Hair .....
その他の特徴又は情報 / Other distinguishing marks or information  血液型 / Bloodtype ..... ..... .....		
所有者の写真 / PHOTO OF HOLDER		
印章 / Stamp	所持者の署名 / Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

[ 様式 4 ]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
<p><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
氏名 / Name ..... 生年月日 / Date of birth ..... この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of the Victims of International Armed Conflicts (Protocol) in his capacity as ..... ..... 交付等の年月日 / Date of issue ..... 証明書番号 / No. of card ..... 許可権者の署名 / Signature of issuing authority ..... ..... 有効期間の満了日 / Date of expiry .....		

裏面

身長 / Height .....	眼の色 / Eyes .....	頭髪の色 / Hair .....
その他の特徴又は情報 / Other distinguishing marks or information  血液型 / Bloodtype ..... ..... .....		
所有者の写真 / PHOTO OF HOLDER		
印章 / Stamp	所持者の署名 / Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

## 9 火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）

最終改正 平成16年9月消防震第66号

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

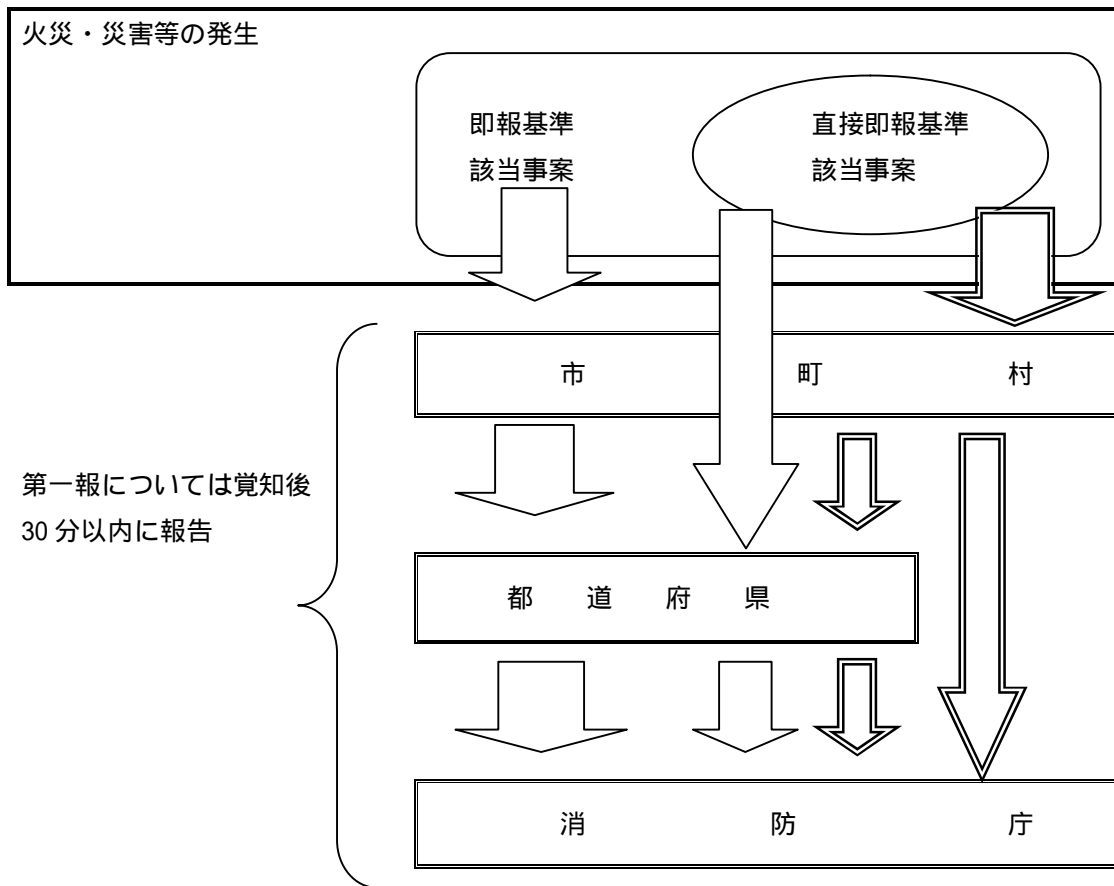
(1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。



(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告する。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

##### ア 火災

###### ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

###### イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

###### ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

###### エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

###### イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物，高圧ガス，可燃性ガス，毒物，劇物等を貯蔵し，又は取り扱う施設の  
火災又は爆発事項

2) 危険物，高圧ガス，毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの)

#### ウ 危険物等に係る事故

危険物，高圧ガス，可燃性ガス，毒物，劇物，火薬等(以下「危険物等」という。)を  
貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で，次に掲げるもの(イの石油  
コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

2) 負傷者が5名以上発生したもの

3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を  
及ぼしたもの

4) 500キロリットル以上のタンクの火災，爆発又は漏えい事故

5) 海上，河川への危険物等流出事故

6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う，火災・危険物等の漏えい事故

#### エ 原子力災害等

1) 原子力施設において，爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏  
えいがあったもの

2) 放射性物質を輸送する車両において，火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬  
中に事故が発生した旨，原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により，  
原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあった  
もの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって，放射性同位元素又は放射線の漏  
えいがあったもの

#### オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発，漏えい等の事故であって，社会的に影響度が高いと認められる  
もの

#### (3) 社会的影響基準

(1)一般基準，(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても，報道機関に取り上げら  
れる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については，次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を  
含む。)について報告すること。

1) 死者5人以上の救急事故

2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

3) 要救助者が5人以上の救助事故

- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故  
(例示)
  - ・ 列車, 航空機, 船舶に係る救急・救助事故
  - ・ バスの転落による救急・救助事故
  - ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害即報

次の災害等(該当するおそれがある場合を含む。)についても,上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害,すなわち,武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷,火事,爆発,放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態,すなわち,武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

### 4 災害即報

災害即報については,次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

#### (1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても,全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

#### (2) 個別基準

##### ア 地震

地震が発生し,当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

##### イ 津波

津波により,人的被害又は住家被害を生じたもの

##### ウ 風水害

- 1) 崖崩れ,地すべり,土石流等により,人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水,破堤又は高潮等により,人的被害又は住家被害を生じたもの

##### エ 雪害

- 1) 雪崩等により,人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により,孤立集落を生じたもの

##### オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され,登山規制又は通行規制等を行ったもの

- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
  - (1)一般基準，(2)個別基準に該当しない災害であっても，報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 1 火災等即報

##### ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

##### イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)，2)に同じ。

##### ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第2の1の(2)のウ1)，2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

##### エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエ)に同じ。

#### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次の掲げるもの

1) 列車，航空機，船舶の衝突，転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館，百貨店，駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

#### 3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)，2)に同じ。

#### 4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

#### 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

##### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

##### （1）火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

##### （2）消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動状況についても記入すること。

##### （3）救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### （4）災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

##### （5）その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

##### 1）死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア）建物等の用途、構造及び環境

イ）建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

##### イ 火災の状況

ア）発見及び通報の状況

イ）避難の状況

##### 2）建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア）発見及び通報状況

イ）延焼拡大の理由

ア 消防事情    イ 都市構成    ウ 気象条件    エ その他

ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ）り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

3) 林野火災

ア) 火災概況(火勢, 延焼の状況, 住家への影響, 避難の状況等)

必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請, 出動状況

エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時, 消火活動日時, 機種(所属), 機数等)

4) 交通機関の火災

ア) 車両, 船舶, 航空機等の概要

イ) 焼損状況, 焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち, 「事故名」及び「事故種別」の欄中, 該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は, 「 (株) 工場」のように, 事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が, 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ, 当該地区名を記入すること。また, 法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては, 「レイアウト第一種」, 「第一種」のいずれかを, 同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を, その他の事業所は「その他」を で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は, 消防機関が当該事故を覚知した日時を, 「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で, 欄中, 該当するものの記号を で囲み, 物質の化学名を記入すること。なお, 当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には, 危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中, 該当するものの記号を で囲むこと。

(7) 施設の概要

「 と××を原料とし, 触媒を用いて\*\*製品を作る 製造装置」のように記入すること。なお, 当該施設が危険物施設である場合には, 危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯, 態様, 被害の状況等を記入すること。

( 9 ) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部，消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また，他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して，都道府県又は市町村が災害対策本部，現地災害対策本部，事故対策本部等を設置した場合には，その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか，特記すべき事項があれば，記入すること。

( 例 )

・ 自衛隊の派遣要請，出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には，「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については，「負傷者」を「負傷者」，「被ばく者」，「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として，付近住民の避難，屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに，地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には，当該通報の内容を併せて報告すること。

< 救急・救助事故等即報 >

3 第3号様式（救急・救助事故等）

( 1 ) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中，該当するものの記号を で囲むこと。

( 2 ) 事故等の概要

「事故等の概要」は，発生した事故等の種別，概略，経過等を記入すること。

( 3 ) 死傷者等

ア 「負傷者等」には，急病人等を含む。

イ 「不明」とは，行方不明等所在が判明しないものをいう。

( 4 ) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

( 5 ) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で，未だ救助されていない者の数を記入すること。

また，「救助人員」は，報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

( 6 ) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊，救急隊，救助隊等（応援出動したものを含む。）について，所属消防本部名，隊の数，人員，出動車両数等を記入するとともに，傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。



(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式 - その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該火災が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・自衛隊の派遣要請, 出動状況

2) 第4号様式 - その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として, 報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし, 被害額については, 省略することができる。

なお, 「水道」, 「電話」, 「電気」及び「ガス」については, それぞれ報告時点における断水戸数, 通話不能回線数, 停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して, 都道府県又は市町村が災害対策本部, 現地災害対策本部, 事故対策本部等を設置した場合には, その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に, 適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類, 概況

台風, 豪雨, 豪雪, 洪水, 高潮, 地震, 津波等の種別, 災害の経過, 今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防, 水防, 救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請, 応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請, 出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

【様式】 (抄)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人( 人)		
	計 人	{ 重症 人( 人) 中等症 人( 人) 軽症 人( 人)		
不明 人				
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



10 安否情報関係様式（武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号)）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別する情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合はで囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時，場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

## < 記入要領 >

(様式第1号, 様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。  
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。  
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。  
負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。  
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。  
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。  
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。







安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 1.1 警報の伝達先一覧

団体	名称	所在地	電話番号
消防団	山形市消防本部	山形市緑町四丁目15番7号	634-1199
町内会・自治会	自治推進委員の名簿による		
社会福祉協議会	山形市社会福祉協議会	山形市城西町二丁目2番22号	645-9230
農業協同組合	山形農業協同組合	山形市旅籠町一丁目12番35号	641-3121
	山形市農業協同組合	山形市幸町18番20号	623-0444
森林組合	山形地方森林組合	山形市替所14-2	644-0053
土地改良区	龍湖土地改良区	山形市蔵王半郷1028	688-3809
	山形市沼の辺土地改良区	山形市山家町二丁目4番48号	641-8454
	二口堰土地改良区	山形市落合町1087-1	622-2860
	東部土地改良区	山形市大字風間字台1181-1	687-3549
	最上川中流土地改良区	山形市飯沢62-2	645-1210
商工会議所	山形商工会議所	山形市七日町三丁目1番9号	622-4666
青年会議所	山形青年会議所	山形市七日町三丁目1番9号	632-8665
病院	済生会山形済生病院	山形市沖町79-1	682-1111
	東北中央病院	山形市和合三丁目2番5号	623-5111
	篠田総合病院	山形市桜町2番68号	623-1711
	横山病院	山形市十日町三丁目6番48号	622-3415
	至誠堂総合病院	山形市桜町7番44号	622-7181
	小白川至誠堂病院	山形市東原町一丁目12番26号	641-6075
	矢吹病院	山形市本町一丁目6番17号	641-7330
	川越病院	山形市宮町一丁目3番36号	641-6467
	千歳篠田病院	山形市長町二丁目10番56号	684-5331
	二本松会山形病院	山形市桜町2番75号	631-2315
	若宮病院	山形市柳原60	643-8222
	井出眼科病院	山形市香澄町三丁目6番13号	641-3111
	山形つくしが丘病院	山形市大字菅沢字鬼越255	645-8118
	山形徳州会病院	山形市清住町二丁目3番51号	647-3434
学校	日本大学山形中学校	山形市鳥居ヶ丘4番55号	641-6664
	蔵王高等学校	山形市飯田三丁目11番10号	631-2099
	東海大学山形高等学校	山形市蔵王成沢久保田2003	688-3022
	日本大学山形高等学校	山形市鳥居ヶ丘4番55号	641-6631
	山形学院高等学校	山形市香澄町三丁目10番8号	641-4116
	山形城北高等学校	山形市肴町1番13号	645-3377

	山本学園高等学校	山形市城西町三丁目13番7号	643-0321
	羽陽学園短期大学	山形市鈴川町二丁目10番30号	641-8348
	山形短期大学	山形市大字片谷地515	688-2298
	東北芸術工科大学	山形市上桜田200	627-2000

## 1 2 警報の通知先一覧

### ( 1 ) 市の他の執行機関

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電話番号
教育委員会	教育委員会管理課	山形市旅籠町二丁目 3-25	023-641-1212 ( 602 )
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	山形市旅籠町二丁目 3-25	023-641-1212 ( 750 )
監査委員	監査委員事務局	山形市旅籠町二丁目 3-25	023-641-1212 ( 761 )
農業委員会	農業委員会事務局	山形市旅籠町二丁目 3-25	023-641-1212 ( 771 )

### ( 2 ) 市のその他の関係機関

市立病院済生館	済生館事務局管理課	山形市七日町 1 丁目 3-26	023-625-5555(2322)
市水道部	水道部総務課	山形市南石関 27	023-645-1177 ( 220 )
市議会事務局	議会事務局総務課	山形市旅籠町二丁目 3-25	023-641-1212 ( 704 )
つばさ保育園		山形市幸町 11-3	023-634-6252
子育て支援センター		"	023-634-6253
白鳩保育園		山形市春日町 10-24	023-645-5584
さくら保育園		山形市東原町一丁目 1-9	023-622-5682
あこや保育園		山形市鉄砲町二丁目 22-33	023-622-5020
早苗保育園		山形市下条町二丁目 10-27	023-644-7753
いずみ保育園		山形市大字中野字楯 494-4	023-681-1949
あたご保育園		山形市小白川町五丁目 21-12	023-622-8527
高楯保育園		山形市大字下東山字高瀬野 4551-2	023-686-2067
すみれ保育園		山形市宮浦 55	023-643-7333
美鈴保育園		山形市山家町二丁目 2-7	023-623-8549
東部児童館		山形市大字滑川字ヒト口 1355-1	023-629-2343
西部児童館		山形市大字柏倉 43	023-643-3102
南部児童館		山形市桜田西四丁目 1-29	023-622-7199
北部児童館		山形市大字灰塚字北塚元 106	023-684-8551



### 1 3 避難施設一覧

屋 内 施 設			
山形県立産業技術短期大学校体育館	江南体育館	山形市立蔵王第二中学校体育館	山形市立高楯中学校体育館
山形県立山形東高等学校体育館	山形市立第二小学校体育館	山形市立蔵王第二小学校体育館	山形市立本沢小学校体育館
山形県立山形南高等学校第一体育館	山形市立桜田小学校体育館	山形市立蔵王第一小学校体育館	本沢公民館
山形県立山形南高等学校第二体育館	鈴川公民館	山形市立蔵王第一中学校体育館	山形市立第九中学校体育館
山形県立山形西高等学校体育館	山形市立第十中学校体育館	蔵王公民館	山形市立西山形小学校体育館
山形県立高等学校共用体育施設（山形）	南部公民館	山形市立高瀬小学校体育館	西山形公民館
山形県立山形北高等学校体育館	南部体育館	高瀬公民館（高瀬紅花ふれあいセンター）	楯山公民館
山形県立山形工業高等学校体育館	福祉体育館	山形市立明治小学校体育館	東沢公民館
山形県立山形中央高等学校第一体育館	東部公民館	山形市立山寺小学校体育館	山形市立双葉小学校体育館
山形県立山形中央高等学校第二体育館	山形市立第八小学校体育館	山形市立山寺中学校体育館	山形市立第六小学校体育館
山形県立霞城学園高等学校アリーナ	山形市立滝山小学校体育館	山寺公民館	山形市立第七中学校体育館
山形県立山形聾学校体育館	山形市立第一中学校体育館	山形市立出羽小学校体育館	山形市立第五小学校体育館
山形県立山形養護学校体育館	霞城公民館	明治公民館	南沼原公民館
山形県体育館	山形市立第七小学校体育館	南山形公民館	山形市立第六中学校体育館
山形県武道館	金井公民館	山形市立南山形小学校体育館	山形市立第九小学校体育館
山形市立商業高等学校体育館	山形市立金井中学校体育館	山形市立大曽根小学校体育館	山形市立南沼原小学校体育館
山形市立第十小学校体育館	山形市立金井小学校体育館	大曽根公民館	山形市立東沢小学校体育館
飯塚公民館	山形市立第二中学校体育館	滝山公民館	山形市立第一小学校体育館
山形市立第四中学校体育館	山形市立西小学校体育館	山形市立楯山小学校体育館	山形市立第五中学校体育館
山形市立宮浦小学校体育館	山形市立南小学校体育館	出羽公民館	千歳公民館
北部公民館	山形市立東小学校体育館	山形市立村木沢小学校体育館	山形市立千歳小学校体育館

山形市立第三小学校体育館	山形市立第三中学校体育館	山形市立第八中学校体育館	山形市立鈴川小学校体育館
榎沢公民館	山形市立第四小学校体育館	村木沢公民館	西部公民館
元木公民館	蔵王体育館	山形市立大郷小学校体育館	
江南公民館	山形市立蔵王第三小学校体育館	大郷公民館	
屋 外 施 設			
山形県立産業技術短期大学校グラウンド	高堂公園	西田公園	もみじ公園
県民ふれあい広場	本面公園	西田かえで公園	ひぐらし公園
山形駅西地区再開発事業用地	坂巻公園	山形市立南小学校グラウンド	こまくさ公園
山形県立山形東高等学校グラウンド	四ツ堀公園	若松公園	東青田公園
山形県立山形南高等学校グラウンド	山形市立桜田小学校グラウンド	迎田公園	謡光公園
山形県立山形西高等学校グラウンド	広面公園	上河原公園	柳田公園
山形県立山形西高等学校末広校舎グラウンド	樋口公園	刈田公園	あかしや公園
山形県立山形北高等学校グラウンド	山形市立第十中学校グラウンド	山形市立東小学校グラウンド	新銅町公園
山形県立山形工業高等学校グラウンド	寿町公園	いずみひばり公園	みなみ公園
山形県立山形中央高等学校グラウンド	第二公園	いずみ公園	八丁路公園
山形県立山形中央高等学校松山グラウンド	春日公園	前田公園	南沼原中央公園
山形県立山形聾学校グラウンド	白鳩公園	山形市立第三中学校グラウンド	きたうら公園
山形県立山形養護学校グラウンド	小荷駄町公園	双葉公園	山形市立第六中学校グラウンド
山形県あかねヶ丘陸上競技場	小姓町公園	山形市立第四小学校グラウンド	南原中央公園
あかねヶ丘公園	小白川地藏公園	山形市立蔵王第三小学校グラウンド	南山形公園
あかねヶ丘北公園	十二柳公園	山形市立蔵王第二中学校グラウンド	土樋東公園
山形市立商業高等学校グラウンド	千歳が丘公園	南ヶ丘公園	沖西公園
ひまわり公園	あこや公園	蔵王美原公園	山形市立第九小学校グラウンド



名取公園	山形市立第八小学校グラウンド	蔵王松ヶ丘公園	土樋西公園
姫公園	小白川公園	山形市立蔵王第二小学校グラウンド	樋越公園
太郎公園	天満公園	しんなん南公園	飯塚公園
おおはぐる公園	小白川南公園	睦公園	飯田公園
つくし公園	こだま公園	山形市立蔵王第一小学校グラウンド	みずかみ第二公園
山形市立第十小学校グラウンド	あけぼの公園	山形市立蔵王第一中学校グラウンド	飯田西の前第2公園
神明公園	かじか公園	飯田西の前公園	桧葉の木公園
円応寺町公園	小立公園	山形市立高瀬小学校グラウンド	山形市立南沼原小学校グラウンド
つきやま公園	戸神公園	山形市立明治小学校グラウンド	平清水公園
西部南公園	福ノ神公園	たかき公園	山形市立東沢小学校グラウンド
西部北公園	山形市立滝山小学校グラウンド	とがみ西公園	皆川公園
流通西公園	松栄公園	山形市立山寺小学校グラウンド	北町公園
花楯公園	松見公園	山形市立山寺中学校グラウンド	天狗橋公園
山形市立第四中学校グラウンド	松山公園	山形市立出羽小学校グラウンド	安堵橋公園
霞城公園	べにばな公園	漆山さくら公園	西柳公園
吉原公園	松波公園	山形市立南山形小学校グラウンド	柳橋公園
久保田公園	山形市立第一中学校グラウンド	よつば公園	山形市立第一小学校グラウンド
久保田花園公園	かもしか公園	西部運動広場	未広町公園
山形市立宮浦小学校グラウンド	籠田北公園	山形市立大曽根小学校グラウンド	さくら公園
宮町公園	上町公園	山形市立楯山小学校グラウンド	ふれあい公園
なかよし公園	上町南公園	山形市立村木沢小学校グラウンド	山形市立第五中学校グラウンド
両所宮公園	蛸ヶ丘公園	山形市立第八中学校グラウンド	山形市陸上競技場
宮町観音堂公園	しらとり公園	山形市立大郷小学校グラウンド	馬畔公園

山形市立第三小学校グラウンド	砂塚公園	山形市立高楯中学校グラウンド	薬師公園
ひょうたん公園	あさひ公園	山形市立本沢小学校グラウンド	山形市立千歳小学校グラウンド
元木2号公園	城南公園	山形市立第九中学校グラウンド	立谷川運動広場
中ノ目公園	みつばち公園	山形市立西山形小学校グラウンド	流通センター野球場
五日町公園	山形市立第七小学校グラウンド	山形市立双葉小学校グラウンド	流通南公園
かすみ公園	陣場公園	大峰公園	流通東公園
清水町公園	山形市立金井中学校グラウンド	さくら公園	緑町公園
南江俣公園	山形市立金井小学校グラウンド	うえのやま公園	がにかわ公園
江俣東公園	ほなみ公園	鋳物町運動広場	やんべ公園
江俣中央公園	陣場瀬波公園	長町熊野公園	山形市立鈴川小学校グラウンド
江俣西公園	西原公園	西浦公園	籠田東公園
荒楯西公園	山形市立第二中学校グラウンド	鳥居ヶ丘公園	籠田中央公園
荒楯中央公園	西田中央公園	山形市立第六小学校グラウンド	
駅前公園	山形市立西小学校グラウンド	山形市立第七中学校グラウンド	
山形市立第二小学校グラウンド	行西公園	山形市立第五小学校グラウンド	